

**令和2年度
準中型免許取得助成金（全ト協）
交付条件**

公益社団法人奈良県トラック協会

1. 対象費用について

準中型免許取得及び5トン限定準中型免許限定解除のために指定自動車教習所等に支払う料金を対象とします。指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場でかかる費用等は対象外です。

2. 対象運転者について

下記1～4のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象となります。

- 1 申請事業者が、平成31年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- 2 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- 3 当該運転者が、平成31年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得していること。
- 4 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

以 上